

証券コード 4489

2024年4月12日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目5番7号
株 式 会 社 ペ イ ロ ー ル
代 表 取 締 役 湯 浅 哲 哉

臨時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社「臨時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」におきまして、一部訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、当社ウェブサイトを開示しております「臨時株主総会招集ご通知」につきましては訂正後の内容を掲載しております。

敬具

記

1. 訂正箇所

臨時株主総会招集ご通知 (33 頁)

株主総会参考書類 第2号議案 定款一部変更の件

2. 訂正内容

訂正内容は、以下のとおりであります。なお、訂正箇所に下線を付しております。

【訂正前】

1. 変更の理由

(前略)

- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 23 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(後略)

【訂正後】

1. 変更の理由

(前略)

- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 24 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(後略)

以 上